

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成28年3月25日

生駒市教育委員会教育長 中田好昭

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表教育総務部の部を次のように改める。

教育振興部	教育総務課	庶務係 学務係
	教育指導課	指導係
	学校給食センター	給食係
	こども課	庶務係 保育幼稚園係 学童係
	子育て支援総合センター	支援係
	こどもサポートセンター	

第8条第1項中「学校給食センター」の次に「及び子育て支援総合センター」を加える。

第10条第1項中「図書館南分館」を「こどもサポートセンター、図書館南分館」に、「分館長(」を「所長(図書館南分館及び図書館北分館にあっては分館長、)」に改め、同条第2項中「分館長」を「所長」に改め、同条第3項中「学校給食センター」の次に「及び子育て支援総合センター」を加える。

別表の1の表中「教育総務部」を「教育振興部」に改め、同表教育総務課の部庶務係の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第1号から第5号までを

1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。

別表の1の表教育総務課の部学務係の項第4号中「学級編成」を「学級編制」に改め、同項第11号を削る。

別表の1の表に次のように加える。

こども課	庶務係	(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則（平成28年3月生駒市規則第号）第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 イ 子ども・子育て会議に関すること。 ウ 少子化対策に関すること。 エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。 オ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。 カ 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関すること。 キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関すること。 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関すること。 ケ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による援護、育成及び更生の措置に関すること。 コ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による援護、育成及び更生の措置に関すること。
------	-----	---

<p>保育幼稚園 係</p>	<p>(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。</p> <p>(4) 園児の定数及び入退園事務に関すること。</p> <p>(5) 財産の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(7) 教職員の人事に関すること。</p> <p>(8) 教職員、園児の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</p> <p>(10) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>イ 施設型給付費及び地域型保育給付費に関すること。</p> <p>ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。</p> <p>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>オ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。</p> <p>カ 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>キ 私立幼稚園就園奨励費その他私立幼稚園に関すること。</p> <p>ク 市立の保育所及びこども園職員の任免、研修その他人事に関すること。</p>
--------------------	---

		ケ 保育所運営委員会に関する こと。
	学童係	(1) 放課後児童健全育成事業に関する こと。 (2) 放課後こども教室に関する こと。
子育て支援総合セ ンター	支援係	(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規 則第2条に掲げる事務のうち、次に 掲げるもの ア 子育て支援に関する企画、調査 及び連絡調整に関すること。 イ 地域子育て支援拠点事業に関す ること。 ウ ファミリー・サポート業務に関 すること。 エ 子育て短期支援事業に関するこ と。 オ その他子育て支援に関するこ と。 カ 子育て支援総合センターの管理 及び運営に関すること。
こどもサポー トセンター		(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規 則第2条に掲げる事務のうち、次に 掲げるもの ア 家庭児童相談室に関すること。 イ 養育支援訪問事業に関するこ と。 ウ その他児童虐待に関すること。 エ こどもサポートセンターの管理 及び運営に関すること。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育総務部長、教育総務部次長」を「教育振興部長、教育振興部次長」に改め、同条第2項第3号中「（幼稚園に係るものを除く。）」を

削り、同条第4項中「企画財政部長、企画財政部次長」を「総務部長、総務部次長」に改める。

第9条第2号中「幼稚園施設」を「次条第1号」に改める。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(こども課長の専決事項)

第9条の2 こども課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園施設の使用許可に関すること。

(生駒市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会公印規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育委員会事務局教育総務部長印」を「教育委員会事務局教育振興部長印」に改める。

別表第2中 「 9
生駒市教育
委員会事務
局教育総務
部長之印 」 を 「 9
生駒市教育
委員会事務
局教育振興
部長之印 」 に改める。

(幼稚園事務補助執行規則の廃止)

第4条 幼稚園事務補助執行規則(平成26年3月生駒市教育委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。